【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成19年10月2日

【事業年度】 第103期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 新興プランテック株式会社

【英訳名】 Shinko Plantech Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 井 清 喜

【本店の所在の場所】 横浜市磯子区新磯子町27番地5

【電話番号】 045 (758) 1950

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員

(内部統制室、財務部、主計部所管)

大 島 寿 之

【最寄りの連絡場所】 横浜市磯子区新磯子町27番地5

【電話番号】 045 (758) 1950

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員

(内部統制室、財務部、主計部所管)

大 島 寿 之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第103期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書において、記載内容に追加すべき事項があったので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものである。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は を付して表示している。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

[訂正前]

株主総会の特別決議要件の記載なし

[訂正後]

(9)株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めている。

以上